

広島市告示(佐伯区)第 4 号

令和 8 年 1 月 21 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)

第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和8年1月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

連番	整理番号	車両区分	撤去場所	撤去日	車体番号	防犯登録番号等	車種	車体色
1	260120701001	自転車	佐伯_規制区域	2026/1/20	B3A02554		電動	黒
2	260120701002	自転車	佐伯_規制区域	2026/1/20	YJ1607128	広島A973411	普通	銀
3	260120701003	自転車	佐伯_規制区域	2026/1/20	B0L48668	広島う744320	電動	ベージュ
4	260120701004	自転車	佐伯_規制区域	2026/1/20	S211S00573	広島B117704	電動	緑
5	260120701006	自転車	佐伯_規制区域	2026/1/20	T23L5488	広島え014220	スポーツ	黒
6	260120711001	自転車	佐伯_長期放置	2026/1/20	G201222301	広島B166572	スポーツ	黒